



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 指定管理者の指定（環境再生課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 海岸保全区域の指定の変更（海岸防災課） 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課） 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（総合情報政策課） 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 7
- 事後調査報告書の縦覧（河川課） 8
- 開発行為に関する工事の完了・4件（南部土木事務所） 8

教育委員会事項

- 指定管理者の指定・2件 9

告 示

沖縄県告示第83号

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第6条の規定により、沖縄県平和創造の森公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年 2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県森林組合連合会 南風原町字大名95番地 1
- 2 指定の期間 平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

沖縄県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成30年 2月16日から同年 3月 1日まで一般の縦覧に供する。

平成30年 2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護宜野座線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字呉我99番1から 名護市字呉我428番1まで	18.9m ～ 36.8m	37.1m
新	名護市字呉我99番1から 名護市字呉我428番1まで	18.9m ～ 42.0m	37.1m

沖縄県告示第85号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市及び北中城村のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年 1月22日から同年 3月 9日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び用地測量）

沖縄県告示第86号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第549号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成30年 2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	名護海岸	喜瀬～幸喜地区海岸	名護市喜瀬1787番地先から名護市幸喜1912番地先まで 基点1から基点108までを順次に直線で結んだ線、基点108と補助点15を直線で結んだ線、補助点15から補助点1までを順次に直線で結んだ線及び補助点1と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（延長3,337m） 基点及び補助点の表示 点名 X座標 Y座標 基点1 +59,865.05メートル +43,535.06メートル 基点2 +59,821.97メートル +43,531.37メートル 基点3 +59,805.78メートル +43,491.52メートル 基点4 +59,800.54メートル +43,485.91メートル 基点5 +59,789.15メートル +43,479.82メートル 基点6 +59,742.35メートル +43,469.90メートル 基点7 +59,692.58メートル +43,489.03メートル 基点8 +59,666.09メートル +43,505.46メートル 基点9 +59,646.80メートル +43,518.86メートル 基点10 +59,597.84メートル +43,563.77メートル 基点11 +59,528.14メートル +43,650.42メートル 基点12 +59,490.90メートル +43,705.85メートル 基点13 +59,483.18メートル +43,733.01メートル 基点14 +59,468.17メートル +43,751.19メートル 基点15 +59,459.55メートル +43,799.05メートル 基点16 +59,448.09メートル +43,850.77メートル 基点17 +59,442.33メートル +43,869.17メートル 基点18 +59,421.61メートル +43,910.11メートル 基点19 +59,413.36メートル +43,916.35メートル 基点20 +59,384.27メートル +44,022.94メートル 基点21 +59,395.70メートル +44,075.08メートル 基点22 +59,417.12メートル +44,127.51メートル 基点23 +59,427.16メートル +44,172.14メートル 基点24 +59,432.96メートル +44,202.11メートル 基点25 +59,444.30メートル +44,233.95メートル 基点26 +59,461.81メートル +44,287.95メートル 基点27 +59,482.18メートル +44,326.01メートル 基点28 +59,505.97メートル +44,376.61メートル 基点29 +59,533.81メートル +44,415.42メートル 基点30 +59,558.52メートル +44,435.07メートル 基点31 +59,604.13メートル +44,478.41メートル 基点32 +59,626.60メートル +44,494.88メートル

基点33	+59,647.70メートル	+44,507.42メートル
基点34	+59,665.90メートル	+44,514.12メートル
基点35	+59,692.62メートル	+44,521.26メートル
基点36	+59,727.57メートル	+44,598.69メートル
基点37	+59,744.30メートル	+44,628.67メートル
基点38	+59,757.53メートル	+44,647.08メートル
基点39	+59,773.46メートル	+44,662.63メートル
基点40	+59,779.90メートル	+44,670.14メートル
基点41	+59,781.97メートル	+44,673.97メートル
基点42	+59,789.02メートル	+44,680.33メートル
基点43	+59,869.45メートル	+44,742.33メートル
基点44	+59,944.59メートル	+44,805.70メートル
基点45	+59,963.37メートル	+44,820.86メートル
基点46	+59,964.46メートル	+44,821.71メートル
基点47	+59,961.70メートル	+44,825.33メートル
基点48	+59,977.69メートル	+44,839.88メートル
基点49	+59,979.06メートル	+44,838.14メートル
基点50	+59,981.67メートル	+44,835.28メートル
基点51	+59,991.83メートル	+44,843.30メートル
基点52	+60,034.66メートル	+44,882.19メートル
基点53	+60,036.24メートル	+44,886.33メートル
基点54	+60,079.04メートル	+44,922.47メートル
基点55	+60,131.95メートル	+44,956.71メートル
基点56	+60,162.26メートル	+44,980.42メートル
基点57	+60,220.50メートル	+45,009.11メートル
基点58	+60,236.84メートル	+45,015.98メートル
基点59	+60,238.67メートル	+45,012.29メートル
基点60	+60,271.58メートル	+45,015.34メートル
基点61	+60,293.54メートル	+45,012.35メートル
基点62	+60,351.58メートル	+44,998.31メートル
基点63	+60,348.61メートル	+44,989.46メートル
基点64	+60,385.06メートル	+44,985.82メートル
基点65	+60,398.84メートル	+44,991.87メートル
基点66	+60,411.68メートル	+45,003.79メートル
基点67	+60,413.14メートル	+44,998.63メートル
基点68	+60,423.92メートル	+44,983.17メートル
基点69	+60,439.79メートル	+44,992.99メートル
基点70	+60,439.26メートル	+45,013.67メートル
基点71	+60,432.27メートル	+45,016.40メートル
基点72	+60,416.11メートル	+45,009.51メートル
基点73	+60,417.11メートル	+45,019.79メートル
基点74	+60,415.80メートル	+45,020.55メートル
基点75	+60,410.77メートル	+45,017.25メートル
基点76	+60,387.91メートル	+45,079.47メートル
基点77	+60,423.92メートル	+45,133.72メートル
基点78	+60,458.66メートル	+45,195.18メートル
基点79	+60,469.26メートル	+45,199.41メートル
基点80	+60,470.13メートル	+45,213.69メートル
基点81	+60,467.30メートル	+45,213.72メートル
基点82	+60,475.95メートル	+45,242.25メートル
基点83	+60,476.92メートル	+45,246.64メートル
基点84	+60,481.31メートル	+45,287.12メートル
基点85	+60,482.70メートル	+45,310.97メートル
基点86	+60,517.71メートル	+45,330.31メートル
基点87	+60,531.69メートル	+45,343.96メートル
基点88	+60,531.86メートル	+45,349.90メートル
基点89	+60,524.39メートル	+45,349.46メートル
基点90	+60,523.82メートル	+45,361.85メートル
基点91	+60,530.81メートル	+45,363.63メートル
基点92	+60,528.68メートル	+45,370.58メートル
基点93	+60,539.71メートル	+45,410.63メートル
基点94	+60,545.18メートル	+45,422.07メートル
基点95	+60,572.32メートル	+45,446.23メートル
基点96	+60,578.66メートル	+45,460.57メートル
基点97	+60,575.36メートル	+45,482.27メートル
基点98	+60,570.94メートル	+45,507.72メートル

			基点99	+60,575.45メートル	+45,533.15メートル
			基点100	+60,604.78メートル	+45,594.13メートル
			基点101	+60,609.73メートル	+45,609.12メートル
			基点102	+60,617.51メートル	+45,644.95メートル
			基点103	+60,604.49メートル	+45,661.00メートル
			基点104	+60,598.52メートル	+45,656.47メートル
			基点105	+60,578.59メートル	+45,670.84メートル
			基点106	+60,586.96メートル	+45,678.97メートル
			基点107	+60,584.28メートル	+45,681.80メートル
			基点108	+60,573.99メートル	+45,678.48メートル
			補助点1	+59,957.05メートル	+43,625.25メートル
			補助点2	+59,654.24メートル	+43,851.57メートル
			補助点3	+59,599.01メートル	+44,030.18メートル
			補助点4	+59,650.89メートル	+44,271.36メートル
			補助点5	+59,841.44メートル	+44,378.34メートル
			補助点6	+59,922.54メートル	+44,535.83メートル
			補助点7	+60,271.11メートル	+44,811.21メートル
			補助点8	+60,460.40メートル	+44,795.82メートル
			補助点9	+60,646.21メートル	+44,929.63メートル
			補助点10	+60,607.75メートル	+45,053.97メートル
			補助点11	+60,665.25メートル	+45,228.28メートル
			補助点12	+60,801.13メートル	+45,471.13メートル
			補助点13	+60,818.20メートル	+45,719.53メートル
			補助点14	+60,727.23メートル	+45,813.01メートル
			補助点15	+60,572.77メートル	+45,893.43メートル

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成30年2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成30年2月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに

申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企画部総合情報政策課ホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036

(3) 申請書等の受付期間 平成30年3月7日(水曜日)から同月20日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年6月30日(土曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成30年2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 全庁共通ネットワークシステム用端末機等及びアプリケーションソフト(以下「端末機等」という。)の賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。) 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告(平成30年2月16日付け沖縄県公報定期第4618号に登載)により入札参加の資格を有すると認められた者

(2) 端末機等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成30年3月20日(火曜日)までに4(2)の場所に提出し、端末機等の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに当該端末機等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にある場合は1日以内、沖縄本島外にある場合は2日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者

(3) 納入しようとする端末機等の機能等証明書を平成30年3月20日(火曜日)までに4(2)の場所に提出し、当該端末機等を納入することができることを証明した者

- 3 共同で入札に参加する場合の入札参加の資格 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を平成30年3月20日（火曜日）までに4(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (1) 自主的に結成された共同企業体であること。
 - (2) 共同企業体の構成員の数は2又は3社とし、各構成員は2(1)に該当する者であること。
 - (3) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
 - (4) 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上でなければならない。
 - (5) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。
 - (6) 共同企業体として2(2)及び2(3)の要件を満たすこと。
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成30年3月7日（水曜日）から同月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 ホームページ<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/index.html>
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成30年4月5日（木曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県庁舎14階総合情報政策課OA研修室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年3月7日（水曜日）から同月20日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部総合情報政策課行政ネットワーク整備班
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036

11 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時までに5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成30年4月5日(木曜日)午前11時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Bids to be tendered
Lease of terminal units for the entire computer network system at Okinawa Prefectural Government as well as the application software.
(this includes duties concerning installation and set-up.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (4) Period and place to submit a bid eligibility application form
Period: From 7 March, 2018 through 20 March, 2018 (Except for Saturday and Sunday)
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
- (5) Bid due date and time
April 5, 2018 (Thursday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Thursday April 5, 2018.)
- (6) Bid opening
Date and Time: April 5, 2018 (Thursday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division, OA Training Room
- (7) Division in charge
Comprehensive Information Policy Division
Department of Planning
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan
Telephone number 81-98-866-2036

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレッシュプラザユニオン赤道店 うるま市宇赤道627番6、638番5及び645番ほか4筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社野嵩商会 宜野湾市野嵩一丁目12番13号 代表取締役 仲村明
- 3 法第8条第1項の規定によるうるま市の意見の概要 意見なし

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成30年2月16日から同年3月16日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成30年2月16日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 翁長雄志
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 儀間川総合開発事業
 - (2) 種類 ダムの設置の事業
 - (3) 規模 総貯水面積11.7ヘクタールのダムの建設
- 3 対象事業が実施されるべき区域 久米島町
- 4 事後調査の実施期間 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所ダム管理担当 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291
 - ウ 久米島町環境保全課 久米島町字比嘉2870番地 電話番号098-985-7126
 - (2) 期間 平成30年2月16日から同年3月19日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所ダム管理担当 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月16日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月21日 沖縄県指令南土第129号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根浜原1565番9及び1565番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根1566番地コーポレーション伊良波101号 伊良波 堅治
- 5 検査済証番号 平成29年12月26日 N第827号
- 6 工事完了年月日 平成29年12月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月16日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年2月3日 沖縄県指令南土第82号、平成29年8月17日 沖縄県

指令南土第839号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字米須米須原24番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字米須16番地 久保田竜次
- 5 検査済証番号 平成30年1月15日 N第828号
- 6 工事完了年月日 平成29年12月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月16日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月5日 沖縄県指令南土第1130号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字賀数前原276番2、277番1及び277番5から277番7まで
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字北波平49番地マンション仲本303号 照屋勝士
- 5 検査済証番号 平成30年1月17日 N第829号
- 6 工事完了年月日 平成29年12月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年2月16日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月17日 沖縄県指令南土第248号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波前原754番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字宇栄原761番地MIKIハウス303 宇良正一郎
- 5 検査済証番号 平成30年1月17日 N第830号
- 6 工事完了年月日 平成29年9月1日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第2号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立名護青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年2月16日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 指定管理者となる団体 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

沖縄県教育委員会告示第3号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立糸満青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年2月16日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

- 1 指定管理者となる団体 学校法人KBC学園 那覇市東町23番地5
- 2 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--